

令和6年度第2回宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械
器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会議事録

令和6年10月7日(月)午前10時00分
仙台第4合同庁舎 2階共用会議室

出席者

公益代表

熊谷委員、柳井委員

労働者代表

阿部(祥大)委員、阿部(徹)委員、佐藤委員

使用者代表

笹崎委員、正木委員

開 会

補 佐 ただいまから、令和6年度第2回宮城地方最低賃金審議会宮城県
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製
造業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日の専門部会は公開となっております。また、審議は部会長の
判断により、途中、休会となる場合もありますので、御了承いた
ます。

なお、宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報
通信機械器具製造業について、本日の専門部会において、「宮城県電
子部品等製造業」と言わせていただくことがありますので、御了承
ください。

初めに、委員の方々の出席状況をご報告いたします。

事前に高橋委員、茂木委員から欠席の旨、報告いただいております。

公益代表委員 2名

労働者代表委員 3名

使用者代表委員 2名

以上 7名の方が出席されておりますので、最低賃金審議会令第
6条第6項により会議が成立していることを報告いたします。

議事の進行につきましては、部会長をお願いいたします。

柳井部会長 それでは議事に入ります。

最初に、事務局から連絡事項ございますか。

賃金室長 特にございません。

柳井部会長 それでは議事に入ります。

前回、労働者側からは、宮城県電子部品等製造業最低賃金は、現行の時間額 959 円から、地域別最低賃金に対する優位性を 110% 確保することを将来の目標として、毎年 2% ずつ縮めることを勘案して、73 円引き上げ 1,032 円とするとの提示がなされたところで

す。また、前回、使用者側からは、宮城県電子部品等製造業最低賃金は、現行の時間額 959 円から、賃金改定状況調査結果の別表 4 ①、②の B ランク、製造業の賃金上昇率 2.6% を勘案して、25 円引き上げ 984 円とするとの提示がなされたところです。

柳井部会長 労働者側、使用者側から、補足をお願いしたいと思いますが、まず労働者側から何かございますでしょうか。

労働者側 (発言なし)

柳井部会長 次に使用者側から何かございますでしょうか。

笹崎委員 それでは若干前回お話をさせていただいたことに補足させていただきます。ご存じかと思いますが、2 年連続で大幅な賃上げとなりましたが、その背景には深刻化する人手不足がございます。1 月から 8 月にかけて日本商工会議所が調査した結果によりますと約 60% の企業が人手が不足していると回答し、そのうち約 65% の企業が事業継続に支障が出る恐れがある、若しくは廃業の恐れがあると回答しているということでございます。人材の獲得競争が激しくなってきたおり、賃上げする余力のある企業の大部分は人手を確保するためにすでに賃上げを行っていると思われます。それでも最低賃金付近の労働者が多数いることがデータで示されていますが、賃上げしたくてもできない企業が相当数存在するということを表していると考えております。業績が改善・向上した企業が積極的に賃上げをすべきだと我々も考えますが、その余力のない企業にまで一律的に大幅な賃上げを強いるのはどうかと考えております。前回申し上げましたとおり賃上げ、これをすべて価格転嫁できているという状

況にはなっておりません。最低賃金の大幅な引き上げは休業・廃業や倒産のリスクを高めますので、労働者側から見ても本当に良いことなのかとは言い切れないのではないかと思います。賃上げの必要性自体が理解するものの企業の支払い能力のバランスをとるべきだと考えます。以上でございます。

柳井部会長 どうもありがとうございました。使用者側の状況について日本商工会議所のデータを使って説明がありました。議事を進めさせていただきたいと思いますが、具体的な金額などについて前回から変更はございますでしょうか。

各 委 員 (発言なし)

柳井部会長 現時点では、よろしいですね。

柳井部会長 今回の段階で、提示いたしました労働者側、使用者側から具体的な金額には、隔たりがありますので、ここで専門部会を休会したいと思います。休会中は、労働者側委員、使用者側委員、それぞれ控室で専門部会の再開に向けた打合せや公益委員と労働者側委員、公益委員と使用者側委員の間で専門部会の再開に向けた打合せを行います。
よろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なし)

柳井部会長 それでは休会とします。

～ 休会 ～

賃金室長 控室は、公益委員が8階労働基準部長室、労働者側委員が8階の認定室、使用者側委員は8階の賃金相談室です。

(それぞれの控室に移動して打合せ後、再度専門部会会場に移動)

～ 再開 ～

柳井部会長 専門部会を再開します。労働者側、使用者側、それぞれから提示額、現在の宮城県電子部品等製造業最低賃金の時間額 959 円に対

する引き上げ額、その根拠について主張を伺いたいと思います。よろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

柳井部会長 ありがとうございます。最初に労働者側からお聞きします。打合せ後の具体的金額などについて、説明をお願いします。

阿部(祥)委員 まず労側としまして精査させていただきまして、金額についてでございますが、63円の引き上げ、1,022円ということで歩み寄りをさせていただきました。その部分でございますけれども、基本的主張でも申しましたとおり、地賃に対する優位性を引き上げていくということが重要で変わりはありませんし、ここ数年当該産業の特定最低賃金については年々優位性が減少しているというところでございます。優位性を高めていくためにも、地賃の引き上げ額を超える引き上げが必要でございまして基幹産業である当該産業の魅力をなくしてはならないと考えております。また、地賃の引き上げ額が根拠の一つとなっていると思いますけれども宮城県の地域別最低賃金はずっと目安同額でありまして、金額審議のテーブルがそもそも他県と比べても低いところから、他県との格差も年々なくなってきたところでございます。63円の金額の根拠についてでございますけれども前回提示いたしました73円から63円へ10円の歩み寄りですが、前は年間2パーセントずつ優位性を確保していくとの考えでございましたが、今回は考え方を半減させまして年間1%ずつの優位性の確保ということところで63円でご提示させていただきます。労働者側については以上でございます。

柳井部会長 次に使用者側からお聞きします。打合せ後の具体的金額などについて、説明をお願いします。

笹崎委員 主張については冒頭で申し上げたとおりでございます。金額については歩み寄りということで率にしますと3.4%アップ金額にしますとプラス33円の992円をご提示させていただきます。根拠としましては、今年、日本商工会議所で行った中小企業の賃金改定に関する調査、こちらの調査結果、製造業における平均の賃金引き上げ率3.40%を適用しているということになります。以上です。

柳井部会長 ありがとうございます。今の段階で、提示いたしました労働者側、使用者側から具体的金額には、隔たりがありますので、ここで専門部会を休会としたいと思います。休会中は、労働者側委員、使用者側委員、それぞれ控室で専門部会の再開に向けた打合せや公益委員と労働者側委員、公益委員と使用者側委員の間で専門部会の再開に向けた打合せを行います。
よろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

柳井部会長 それではそのようにしてください。

～ 休会 ～

賃金室長 控室は、それぞれ先ほどと同じです。よろしくお願いします。

(それぞれの控室に移動して打合せ後、再度専門部会会場に移動)

～ 再開 ～

柳井部会長 専門部会を再開します。労働者側、使用者側、それぞれから提示額、現在の宮城県電子部品等製造業最低賃金の時間額 959 円に対する引き上げ額、その根拠について主張を伺いたいと思います。よろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

柳井部会長 最初に労働者側からお聞きします。打合せ後の具体的金額などについて、説明をお願いします。

阿部(祥)委員 労使双方の歩み寄りが必要であると思われかもしれませんが、この間精査をさせていただきまして労側としましては現時点では先ほどご提示しました 63 円引き上げの 1,022 円というところで変更はありません。以上でございます。

柳井部会長 次に使用者側からお聞きします。打合せ後の具体的金額などについて、説明をお願いします。

笹崎委員 それでは歩み寄りということで、金額としましてはプラス 35 円、994 円をご提示させていただきます。根拠としましては先ほどと同じ日本商工会議所の中小企業の賃金改定に関する調査におきます全体の賃上げ率 3.62%を適用したという数字となります。

柳井部会長 ただいままでの審議では、
 労働者側 63 円 使用者側 35 円
という状況で 28 円の開きがあり、合意に至っていません。
 本日の審議では、これ以上に進展は難しいものと考えられます。
 労使それぞれのお立場はございますですが、専門部会ではそれぞれ
 の歩み寄りでもって妥当な結論を出すということが使命となっ
 ております。それぞれ本日の審議経過を踏まえまして再度ご検討い
 ただき次回の審議に臨んでいただきますようお願いいたします。
 よろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なし)

柳井部会長 それでは議題に戻ります。
 議題(2)その他について、事務局から何か連絡事項はありますか。

賃金室長 事務局としましては、前回ご説明したように
 第3回 10月9日(水) 10:00～
 の開催を予定しております。

柳井部会長 事務局から説明のあったとおり、次回、第3回専門部会を
 10月9日(水) 10時～この会議室で開催いたします。

柳井部会長 以上で、本日の審議を終了します。
 長時間ありがとうございました。

【 閉 会 】